鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第４３号

鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成１６年鳥取市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第５条中「鳥取市企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「鳥取市地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成２９年法律第１１号）

の施行の日前にこの条例による改正前の鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく過疎地域において、旧条例第１条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税については、なお従前の例による。